



# 子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



6月14日に行われた3歳児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問/福祉事務所子育て支援係  
☎72-1123 (内線508)



## 子育てINFO

今月以降6回シリーズで子どもの成長発達を掲載します。

### 子どもの成長発達【3～4カ月編】

生後4カ月頃になると首は座り、身長は生まれた時より平均して15センチ程伸び、体重は倍になります。1～2カ月の頃は寝ていた時間の方が長かったと思いますが、この時期になると次第に起きている時間が長くなります。昼より夜の睡眠時間が長くなり生活リズムを作る準備が整います。準備の整ったこの時期に生活リズムを作ることでこれからの脳の成長に大きく関わってきます。

生活リズムを作る方法として朝7時頃にカーテンを開け外の光を取り入れます。目覚めたら顔を近づけて話しかけつつ、ベッドや布団から出し、それからお着替えをします。首も安定していると思いますので支座位して少し遊んであげることです。カーテンを開け、遊び終わるまでにかかる時間としては10分くらいでしょうか。この関わりで体も心も目覚めるでしょう。

## ハッピー スマイル

かねまる  
**金丸 このか**ちゃん  
(令和4年10月19日生)

ひるし  
金丸 博志・まどかさんの次女(福島地区)



おてんばで活発なこのかちゃん。また、芯が強い子で果敢に高い所に登っています。お父さんの高い高いも大好きです。寝顔と「カハッ」と笑う姿にいつも癒やされています。最近はずかまり立ちができるようになり成長を感じています。自分らしくやりたいことをやって、グローバルな子に育ってね。

そして、「腹ばい」をさせてあげてください。腹ばいをさせることで手足・胸・お腹の筋肉を強くし、お座り、四つんばいや歩行の準備をしていくことになります。やわらかい布団の上ではなく少し硬いところがいいでしょう。最初は嫌がることもあると思いますが少しずつやってみましょう。また赤ちゃん自身で寝がえりするまでは、腹ばいにさせている間は必ずそばで見守っててくださいね。

### 『子ども予防接種』

適正年齢になりましたら早めの予防接種を！

#### ●子宮頸がんワクチン

2・4価ワクチンに9価ワクチンも定期接種の対象となり、自己負担なしで接種ができるようになっています。なお、キャッチアップ接種対象者も9価ワクチンが接種可能です。

**【定期接種対象者】** 小学校6年生～高校1年生：平成19年4月2日生から平成24年4月1日生までの女子

**【キャッチアップ対象者】** 平成9年4月2日生から平成19年4月1日生までの女子

#### ●麻しん風しん(MR)ワクチン

- ・第1期：生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
- ・第2期：5歳以上7歳未満の年長児にある子ども

#### ●4種混合ワクチン

4種混合ワクチンについては、生後3カ月から接種可能でしたが、現在は、生後2カ月から接種可能になっています。

- ・第1期：生後2カ月から7歳6カ月未満
- ・第2期：11歳以上13歳未満



子育て支援情報

# ひとり親家庭の 皆さまへ



問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線507)

## 児童扶養手当受給者は 期間内に現況届の手続きを 行ってください

児童扶養手当の受給資格のある方(支給停止中の人も含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。現況届に必要な書類については該当者に郵送で通知していますので、現況届提出時までに必要書類をそろえていただき、ご提出ください。なお現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。現在、所得制限超過により支給停止の方でも、その後所得が下がって受給できる場合がありますので、毎年現況届の手続きを行ってください。

※令和5年度(令和4年中)の所得の申告がまだの方は、現況届を提出する前に申告を済ませてください。

### ●受付期間 完全予約制

今年度よりLINEで予約  
できます(予約方法について  
は、郵送した書類に同封して  
いる案内をご確認ください)。



LINE予約

**8月1日(火)～8月31日(木)**  
(土日・祝日を除く)  
**午前9時～午後5時**  
(正午～午後1時を除く)

※8月5日(土)、19日(土)は午前9時～正午  
※毎週木曜日は午後7時まで窓口を延長して受け付けします。

## 出張ハローワーク! ひとり親 全力サポートキャンペーン

普段は忙しくてハローワークに行くことができない方のために、ハローワークの臨時窓口が設置されます。

- 開設日=8月4日(金)午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
- 場所=市総合保健福祉センター1階相談室A

## 母子および父子家庭等 医療費助成制度について

母子および父子家庭などに対して医療費の一部を助成する制度があります。串間市に住所があり、健康保険に加入している母子および父子家庭などの方が対象となります(所得制限があり、所得制限限度額以上の方は対象外となります)。

医療費の助成を受けるには、事前に受給資格を得るための申請をし、認定を受ける必要があります。助成の詳しい内容などにつきましてはこども政策係にお問い合わせください。

現況届手続き当日の医療費の申請は混みますので、あらかじめインターネット申請を行ってくださいようご協力をお願いします。当日に領収書原本をお持ちください。



母子父子家庭などの  
保護者、高校生以上の  
子どもはこちらから



乳幼児～中学生までは  
こちらから